

平成 27 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	3	府 省 庁 名 経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	アジア拠点化のための法人税に係る税制措置の廃止		
見直し内容 (概要)	アジア拠点化推進法において定められている、青色申告法人で、専ら認定開発事業又は認定統括事業を行う事業者に対する法人税の 20% の所得控除の適用措置について、廃止が認められた場合、法人住民税及び事業税についても同様の効果を適用する。(租税特別措置法第 61 条、第 68 条の 63 の 3 及び租税特別措置法施行令第 37 条、第 39 条の 90 の 3 において措置された場合、国税との自動連動を図る。)		
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法 292 条第 1 項第 3 号		
増収 見込額	[平年度] -	(-)	(単位：百万円)
廃止 又は 縮減の 理由	平成 26 年度末にて期限を迎えるところ、これまでの利用実績等を踏まえ、本特例措置を廃止する。		
		ページ	-